

11 福祉・保育等関係

ア 介護

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 認知症高齢者に対する介護	厚生労働省	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施			○(厚生労働省) 認知症介護研究・研修センターにおいては、認知症介護の専門技術に関する実践的なテーマについて研究を実施するとともに、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を実施。これらの研究成果等を踏まえ、認知症介護の専門職員の養成等を実施し、認知症介護指導者においては約1,200名の養成を終えたところ。 また、一層の認知症ケアの標準化と高度化を図るため、平成20年度より「認知症ケア高度化推進事業」を実施し、引き続き、国内外の認知症ケアの実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報提供等を行うこととしている。
② 介護職の業務範囲等	厚生労働省	ALS以外の在宅患者に対する医行為について、今後必要に応じて検討し、結論を得る。	逐次検討・結論			—(厚生労働省) ALS以外の在宅患者に対する医行為については、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱について」(平成17年3月24日付け医政発第0324006号)において、示したところである。今後引き続き必要に応じて検討する。
③ PFI法を活用した公設民営方式BTO方式の推進	厚生労働省 内閣府	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式(BTO方式)は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施			○(厚生労働省) PFI方式によるケアハウス事業については、平成21年3月31日までに、計8件が施設運営を開始しているところである。
④ 高齢者介護の新しい仕組みの在り方	厚生労働省	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	逐次実施			○(厚生労働省) 平成19年度に行った「訪問介護の実態及び効率的なサービスのあり方に関する調査研究事業」において、時間経過に沿ったおおよその訪問介護サービスの流れが把握でき、標準化の可能性が示されたところであるが、変動要素(介護員の熟練度、サービス利用者の身体状況等)が多く、調査目的の明確化、調査・分析の手法の検討及び検証並びに調査対象ケースの絞り込み等を行った上で今後の研究が必要との研究結果が示されたところであり、社会保障審議会介護給付費分科会にその旨の報告を行ったところ、同分科会での審議報告(平成20年12月)において「訪問介護の行為内容の調査研究を実施し、次期報酬改定に向けて一定の結論を得られるよう議論を行う」とされたことから、引き続き調査研究を行う。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る報酬の見直し	厚生労働省	<p>特定事業所加算は、まだ実績が少なく、一方で事業者からは、算定要件が過度に高い等の指摘がある。</p> <p>加算の効果を検証し、例えば、主任介護支援専門員である管理者の配置、中重度者(要介護3～5)の占める割合、24時間緊急呼び出しへの対応等、当該加算の算定要件の在り方を検討し、結論を得る。</p> <p>また、ケアプランの公平性・中立性を確保する観点から、ケアマネジャーの独立をより促すことが必要であり、上記加算を含めた様々な報酬の在り方を見直し、検討する。</p>	平成20年末までに結論			◎(厚生労働省) 平成21年度介護報酬改定において、現行の特定事業所加算の算定割合や特定事業所加算が取れない理由を踏まえ、より一層事業者の独立性・中立性を高める観点から、実態に即し段階的に評価する仕組みに見直すこととした。具体的には、特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を創設し、算定要件を緩和した。 <p>また、報酬の在り方についても、遮減制の仕組みの見直し、医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から医療連携加算及び退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の創設、特に労力を要する者の支援等について評価を行う加算の創設など、全体的に見直したところである。(平成20年12月26日第63回社会保障審議会介護給付費分科会において諮問・答申済)</p>
⑥ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し	厚生労働省	<p>事業所評価加算は、まだ実績が少なく、一方で、利用者の立場からは、要支援度が維持・改善すると、将来的には利用サービス量が減り負担も減ることがあり得る一方、事業所が加算を得た場合には自己負担(1割)として跳ね返ってきてしまうため、利用者自身がメリットを実感しづらいという可能性もある。</p> <p>そのため、地方公共団体の協力を得て継続的に行われている介護予防の効果検証(費用対効果、属性別サービス別効果等)の結果や利用者の声等も踏まえ、当該加算の対象サービスについて検討し、結論を得る。</p>	平成20年末までに結論			◎(厚生労働省) 事業所評価加算については、介護保険制度における被保険者、従事者及び事業者等を代表する委員からなる社会保障審議会介護給付費分科会における平成21年度介護報酬改定の枠組みの中で議論・検討を行った。この議論を踏まえ、事業所評価加算については、その対象サービスを従来通りとする介護報酬改定案が平成20年12月26日に厚生労働大臣より社会保障審議会へ諮問され、同審議会からは諮問案の通り改定を行うことについて了承する答申が得られたところである。 <p>なお、利用者・事業者の意見や介護予防の効果検証の結果を踏まえ、事業者の目標達成に向けたインセンティブを高め、利用者により適切なサービスを提供する観点から、要支援状態の維持をより高く評価する方向で算定要件の見直しを行った。</p>
⑦ 指定事業所の基準の見直し	厚生労働省	<p>事業者の指定要件である各基準が厳格かつ画一的に運用されるあまり、事業者の創意工夫を阻んでいるとの意見が多くある。</p> <p>特に弾力的な運用を求める声強いサービス提供責任者の配置基準については、現行基準の妥当性について検証し、結論を得る。</p> <p>また、現行基準において、管理が円滑に行われることを前提に、近隣の事業所間での配置数の合算や一時的な兼任を認めるなど柔軟な運用を行う。</p>	平成20年末までに結論			◎(厚生労働省) 平成21年4月の介護報酬改定に併せて平成21年4月から改正される人員配置基準についても、社会保障審議会介護給付費分科会で議論されたところであり、サービス提供責任者については、常勤を基本としながらも、事業所の効率的な運営や非常勤職員のキャリアアップを図る観点から、サービスの質を確保しつつ、一定程度常勤の要件を緩和することとしたところである。 <p>また、同分科会での議論を通じ、夜間対応型訪問介護事業所が日中のオペレーションサービスを実施する場合であって、訪問介護事業所の指定を併せて受け、一体的に運営する場合には夜間対応型訪問介護事業所の管理者は訪問介護事業所の職務に従事することを可能とするなどの見直しが行われたところである。</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 介護サービス情報の開示の推進	厚生労働省	a 介護サービス情報の公表制度の見直し ア 段階的に進められている介護サービス情報の公表制度について、すべてのサービスで実施に至るまでの具体的な施行予定表(対象サービスと公表時期等)を早急に示す。 イ 既に公表が開始されているサービスについても、公表項目の見直しを並行して進める。 ウ 「要介護度の改善」等の実績情報は、直ちに具体的な取組を検討する。公表項目については、各施設・サービスの特殊性や介護度の違い等による影響やその補正のための手法等、実績情報の客観的な比較が可能となるよう検討を行う。	措置			◎ (厚生労働省) 既に平成21年度より全面施行となっているため、当該項目については措置済みである。
				措置		◎ (厚生労働省) 介護サービス情報の公表制度検証評価研究委員会において、新規追加サービスの項目以外にも、既存サービスの項目について検討が行われたところ。その結果、利用者に対する個人情報の利用目的の変更通知書(写)の有無を確認する項目を削除等している。
			平成20年早期に着手、以降段階的に実施			○ (厚生労働省) 「要介護度の改善」等のサービスのアウトカム情報のような内容については、利用者の状態像の違い等が影響するところが大きく、事業所の取組内容を客観的に確認できる均質な情報として提供するには課題の多いところであり、公表項目の在り方については、引き続き慎重に検討していくこととしているが、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、平成20年度より、事業所評価加算の件数を公表することとしたところである。当加算は利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合にそれを評価するものであるから、加算件数を確認することにより、事業所間の実績情報の客観的な比較が可能である。
	b 第三者評価制度の推進 一部の地方公共団体で自主的に実施されている第三者評価制度の実施状況等の調査結果を踏まえ、先行事例の紹介や自治体間の意見交換を行うことにより、第三者評価制度の活用を促進する。		措置		◎ (厚生労働省) 平成19年度(平成20年3月21日)において、第三者評価事業普及協議会(各都道府県における第三者評価の推進組織や第三者評価機関等が参加する会議。以下、「会議」という。)を実施し、各都道府県における実施状況の調査集計結果の報告、大阪府など実施件数の多い自治体における取組事例の紹介及び自治体間のグループディスカッションを行った。 また、平成20年度(平成20年6月23日)において、会議を実施し、各都道府県における実施状況の調査集計結果の報告及び自治体間のグループディスカッションを行った。	
⑨ 介護人材の養成と確保に係る対策の見直し	厚生労働省	a 介護人材の養成に係る対策の見直し 介護職員の質の向上は重要であり、研修の充実はそのための1つの方策ではあるが、介護職を目指す人にとっての過度な負担が参入障壁となり、なり手を減らすことに繋がりがかねない。 したがって、平成18年度に新設された介護職員基礎研修の講義内容や時間数(計500時間)の妥当性と効果につき検証し、必要に応じ見直す。	平成19年度検討開始、平成20年結論			○ (厚生労働省) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議がされたところであり、この附帯決議を尊重し、実務経験ルートにおける基礎研修の位置付けについて検討しているところであり、その検討状況を踏まえ、今後も引き続き介護職員基礎研修の講義内容や時間数の妥当性と効果につき検討を行うとの結論を得たところである。
		b 介護人材の確保に係る対策の見直し 介護人材の需給バランスについては、現時点で充足しているからと言って楽観は許されず、介護に携わる人材の離職率の高さや有資格者の就業率の低さ等、根本的な問題解決に向けた取組が急がれる。 まずは、潜在的有資格者がなぜ介護職に就いていないか等、実態把握のための調査を早急に行う。		措置		◎ (厚生労働省) 介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得者の就労状況及び就労意識等に関し、「介護福祉士等現況把握調査」を実施し、調査結果を平成20年12月25日に公表した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑩ 介護保険料賦課決定の弾力化	厚生労働省	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえて検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。 【平成19年5月7日付 老介発第0507001号・老振発第0507001号 厚生労働省老健局介護保険課長・振興課長通知】	措置済			◎

イ 保 育

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
①「認定こども園」の普及促進のための取組	文部科学省 厚生労働省	a 平成18年10月より制度化された認定こども園について、より多くの施設が認定を受け、広く普及するよう、各自治体における認定状況や施設の利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度の改善を図る。		適宜措置		◎ (文部科学省・厚生労働省) ○ 各都道府県における認定件数の状況等の調査を実施し、毎年都道府県ごとの認定件数を調査・公表するとともに、施設、保護者、地方公共団体に対して行った認定こども園に関する実態調査の結果を平成20年6月に公表した。 ○ また、認定こども園制度の更なる普及へ向けて、認定こども園の新しいパンフレットを平成21年3月に作成し、各都道府県や幼稚園、保育所、認定こども園等に配布した。
		b 「認定こども園」については、根拠法令や所管省庁が異なることにより、あらゆる手続き上の不便さを訴える声があがっている。運用面の課題解決は、法改正を伴わないものも多い。地方公共団体や事業者にとっての負担の軽減という観点からも、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。調査に際しては、「認定こども園」の普及促進の観点から、地方公共団体、施設、利用者の声が反映されるよう工夫する。	調査実施	平成20年度から措置	◎ (文部科学省・厚生労働省) ○ 平成20年6月に公表した認定こども園に関する実態調査では、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。 ○ 認定こども園の推進については、「教育基本振興計画」(平成20年7月1日閣議決定)において制度の普及啓発や運用改善を行うことを明記しているとともに、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)や平成20年7月末に取りまとめられた「5つの安心プラン」において、「こども交付金」の創設や認定こども園の制度改革に向けた検討を行うことが盛り込まれた。 ○ これらを受け、平成20年7月末には、文部科学省及び厚生労働省における両省局長級の検討会において具体的な運用改善方策等を取りまとめるとともに、平成20年度第1次補正予算及び第2次補正予算等において、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな総合的な財政支援を創設した。 ○ また、平成20年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げ、①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応等認定こども園に関する課題について議論を進め、平成21年3月31日に報告書を取りまとめた。	

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						○ これを踏まえ、平成21年3月31日に認定こども園の普及を図るために両省局長通知「認定こども園制度の普及促進について」を各都道府県知事、各都道府県教委員会に発出した。また、認定申請の手続きの簡素化を図るため、平成21年3月に認定手続き等における問題点や改善例、認定手続き等に関するQ&A、各都道府県における手続きなどを取りまとめた「認定こども園認定申請手続き等に関する事務マニュアル」を作成し、各都道府県に配布した。
② 直接契約・直接補助方式の導入	厚生労働省	<p>現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てているため、施設間で切磋琢磨し、利用者本位でサービスを向上させようというインセンティブが働きにくい構造となっているとの指摘もある。</p> <p>このため、大きくコンセプトを転換し、利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入することにより、施設が選ばれるための創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようにする必要がある。その際、低所得者層や虐待児等配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助方式のもとでも、補助の金額を変える等して十分に対処可能であると考え。</p> <p>一方、都市部を中心に、地方公共団体独自の取組が少なからず行われている。中でも、直接契約方式を採り入れた先行事例として、平成13年に創設された東京都の認証保育所制度では、平成19年12月現在、既に390箇所近い施設が認証を受けており、保育される児童数は約1万1千人を超えている。その実施期間や規模、運営実績の面から、認可保育所に入れられない待機児童の貴重な受け皿として一定の機能を果たし、成果をあげていると言える。このような認証保育所制度の実態を踏まえつつ、直接契約方式の検討を行う。</p> <p>また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行なうことを前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにする必要がある。そうした直接契約や利用料の自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものと考え。</p> <p>そこで、利用者への負担の公平化を図るため、運営費等の公的補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する直接補助方式へ転換する必要がある。その際、児童の年齢や、家庭の状況、保育の緊急性等を元に家庭ごとの「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービスの利用量の上限を設定することを検討する。直接補助方式への移行に当たっては、育児パウチャーの導入や、子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度(育児保険等)への転換についてもあわせて検討する。</p> <p>これらについては、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、検討を行う。</p>	認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討		○ (厚生労働省) <p>保育所の契約方式の在り方については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会で取りまとめられた「第1次報告」において、市町村に保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務を法制度上課す枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結ぶ方式が提案されたところであり、今後具体的なあり方を検討することとしている。</p> <p>保育料の費用設定については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において取りまとめた「第1次報告」では、利用者の負担する保育料も含め、保育の価格は公定価格とするとして、所得に対する十分な配慮を基本に、今後具体的なあり方を検討することとしている。</p> <p>保育に係る費用の給付方式については、平成21年2月24日の同部会で取りまとめられた「第1次報告」において、利用者ごとに、保育上限量(時間)を、例えば週当たり2~3区分程度を月単位で判断し、市町村が保育の費用の支払い義務を負うこととする方式が提案されたところであり、今後具体的なあり方を検討することとしている。</p>	

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 保育サービスの情報公開の促進等	厚生労働省	直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。 併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。	認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討			○(厚生労働省) 情報公表のあり方については、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会で取りまとめられた「第1次報告」において、利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業所からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけることが提案されたところであり、今後具体的なあり方を検討することとしている。
④ 保育所の入所基準等に係る見直し	厚生労働省	a 保育所の入所基準に係る見直し ア 戦後間もなく制定された児童福祉法(昭和22年法律第164号)にうたわれている「保育に欠ける」という概念や表現については、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、それに応じた見直しが行われていない。 また、待機児童の多い都市部等では、パートタイム勤務等の保護者の子どもが「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できないとの指摘や、「保育に欠ける」要件を満たさない子どもの保護者の中には、日中のフルタイム勤務をしていない母子世帯や低所得者層も含まれているとの指摘もあり、このような保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。		早期に実施		◎(厚生労働省) 保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態については、「新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等ニーズ調査」において、潜在化している各家庭における保育サービスの利用意向につき調査を行い、その結果をとりまとめたところである。
		イ さらに、当該調査の結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、我が国の重要課題の一つである「子育て支援」の観点からも、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、保育所の入所基準の見直しについても、検討を行う。				○(厚生労働省) 保育所の入所基準等に係る見直しについては、平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会で取りまとめられた「第1次報告」において、母子家庭等について優先的な利用確保等の配慮が必要とされ、また短時間就労者に対してもその就労の量等に応じた必要量を判断する仕組みが提案されたところであり、今後具体的なあり方を検討することとしている。また、「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度にふさわしいものに見直すことと提案されている。
		b 入所選考等に係る情報開示の徹底 市町村によって行われる保育所の入所選考については、利用者の納得性を高める観点から、情報開示をいっそう進め、選考方法・選考基準(ポイント)等を、市町村の窓口において示すにとどまらず、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知する。	措置			◎(厚生労働省) 全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところであり、全国会議の場等において周知した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 保育所の最低基準等に係る見直し	厚生労働省	a 保育所の最低基準の見直し 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。例えば、保育所について、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡、保育に従事する者の要件はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、一方で、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡、資格保有者6割までは緩和が認められており、基準の緩和による具体的な問題は必ずしも明らかになっていない。また、「認定こども園」の幼稚園型、地方裁量型の施設では、3歳以上の長時間利用児(「保育に欠ける」要件を満たす子ども)を保育する職員は、保育士資格の取得に向けた努力など一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。 したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。		調査実施・分析	措置	○(厚生労働省) 児童福祉施設最低基準における保育所の面積基準については、規制改革会議からの指摘も踏まえて発足した建築設計の専門家、自治体関係者、保育所経営者等による「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の研究會において、最低基準としての児童1人当たりの面積基準を示すとともに、現在の面積基準について、保育を行うことが不可能という状況ではないものの、さまざまな課題があるとする研究結果がとりまとめられたところ。
		b 保育所定員の見直し 待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については、段階的に認めてきたところであり、現在は、年度当初(4月)の定員超過率は15%、5月は25%まで、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとしている。それに対し、市町村からは、定員超過率の更なる弾力化、あるいは超過率の決定権限の市町村への委譲を求める要望があがっている。 一方で、恒常的に定員を超えた数の児童を受け入れている保育所に対しては、3年を目途に定員改定を行うよう通知しているが、定員が増加すると補助額の単価が下がってしまうという保育所にとっての阻害要因が存在する。 そのため、保育所が定員を増やすことへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、現在行われている弾力化の状況を考慮しつつ、定員超過率の設定の見直しについて検討を行う。		検討・結論	措置(4月)	○(厚生労働省) 保育所の定員改定への取組を阻害することのないよう、現在30人刻みとなっている保育単価定員区分を平成21年度より10人刻みへ細分化することとしている。
⑥ 夜間保育、休日保育の推進	厚生労働省	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進			○(厚生労働省) 子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進。 ・夜間保育実施保育所数 平成19年度 74箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標140箇所) ・休日保育実施保育所数 平成19年度 875箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標2,200箇所)
⑦ 保育所等の受入児童数の拡大	厚生労働省	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施			○(厚生労働省) 平成20年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦に基づき、保育サービス(3歳未満児)の提供割合を20%から38%にすることを目標とし、保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化により、受入児童数の増大を図っているところである。 なお、現在取り組んでいる「新待機児童ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所の整備等を推進することなどを目的として、平成20年度第2次補正予算において、1,000億円の「安心こども基金」を創設したところである。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 家庭的保育(保育ママ)の活用促進	厚生労働省	多様で弾力的な保育サービスの1つとして、家庭的保育(保育ママ)のいっそうの活用が重要である。また、保育士資格を持たない子育て経験者等が保育に従事する機会を拡大する観点からも、東京都の家庭福祉員制度など先駆的、先進的な地方公共団体の独自事業を参考にしながら、国の事業を拡大し、保育ママの数を増やす必要がある。国の事業の制度化に当たっては、保育士又は看護師の資格を持つ者だけに限定せず、基礎的な研修(安全・衛生、栄養等)の修了を条件に、保育ママと認めるなど、保育ママ要件の緩和について検討を行う。	検討開始	結論		◎ (厚生労働省) 家庭的保育者(保育ママ)については、平成20年末に成立・公布された児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)において、「研修を終了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの」とする要件の緩和が行われた。 なお、平成22年4月1日の施行に向け、事業の実施基準などについて、「家庭的保育の在り方に関する検討会」において検討を行い、平成21年3月31日に報告書がまとまったところである。今後、検討会報告書を受け、実施基準及びガイドラインを策定することとしている。
⑨ ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化	厚生労働省	年金特別会計児童手当勘定を財源とし、国が財団法人こども未来財団に補助、さらに社団法人全国ベビーシッター協会に事務手続きを委託しているベビーシッター育児支援事業の運営の在り方を再検証し、その適正化を図る。 また、この事業において、ベビーシッター育児支援割引券等が使用できるベビーシッター事業者は、全国ベビーシッター協会の正会員である事業者(平成19年3月末時点でわずか112社)に限定されている。 そのため、当該割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直しを行う。	検討・結論		措置	◎ (厚生労働省) ベビーシッター育児支援事業の割引券を使用できる事業者の選定方法及び関係団体の関わり方について、検証・検討を行い、平成21年度より新たな審査判定基準にて事業を実施している。
⑩ 病児・病後児保育サービスの拡充	厚生労働省	交付金を受けた各市町村は、病児・病後児保育事業者への補助金支給の際に利用料設定に係る規定を設けているが、大半の事業者における利用料は、事実上2,000円/日程度に固定化されてしまっている。一方、施設(医療機関併設型、保育所型等)事業者の9割近くが、採算上赤字という調査結果が出ている。また、補助金が預かり児童数4名で頭打ちになるケースが多いため、定員4名以上の場合は、預かれれば預かるほど赤字が増えるという構造になっている。 したがって、事業の実態を十分に把握し、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業が安定的に実施されるよう適切に助言等を行う。		措置		◎ (厚生労働省) 各自治体における病児・病後児保育事業の実態を把握し、これを踏まえ、利用者負担の適切な設定を含めて、全国会議の場等において周知した。
⑪ 「放課後子どもプラン」の見直し	文部科学省 厚生労働省	a 「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、プランによる効果はまだ発揮されていない。より効果的な事業の推進を図る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。調査の実施に当たっては、地方公共団体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかりと反映されるような手法を取る。	調査	検討・結論	措置(4月)	○ (文部科学省・厚生労働省) 「放課後子どもプラン」の取組状況や実施上の課題等について、平成19年12月に、文部科学省と厚生労働省の合同で地方自治体に対して調査を行ったところ。 その結果、プランの実施上の課題に関する調査では、事務手続きにおいては「特になし」と回答した自治体が全体の56%を占め、また、事業の実施上の課題においても「現行どおりでよい」が35%と最も多くなっており、現段階では現行どおりの事業実施方法による推進を望む声が多いものと認識している。 このような結果を踏まえ、現時点では、ただちに1つの事業として実施することまでは考えていないが、一方で、事務手続きの改善については、その要望があることから、平成21年度においては、両事業を一体的に実施している自治体の具体的な実態に関する調査を行うこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	厚生労働省	b 放課後児童クラブに関するガイドラインと補助要件の区別が不明瞭となっている。 それぞれの目的に応じた数値が科学的な根拠に基づくものとなるよう、適宜見直していく。また、ガイドラインの項目に適合している施設かどうか利用者がわかるよう、情報を公開するシステムを検討する。		検討	結論・措置(4月)	○(厚生労働省) 放課後児童クラブガイドラインと補助要件の区分については、平成20年度より調査研究を実施し、具体的な問題点の実態把握・検討を行うこととしている。 また、財団法人こども未来財団の運営する「i-子育てネット」において、各放課後児童クラブの運営状況について情報提供を行っているところであり、平成20年度から、ガイドラインの項目についても当該システムで閲覧できるよう改修を行ったところである。
	厚生労働省	C 放課後児童クラブ事業費に係る障害児加算は1施設あたりの額で決まっており、1人でも受け入れれば加算がつく仕組みとなっている。 よって、事業者の積極的な取組に対するインセンティブを働かせ、障害児の受入を促進する観点から、受入人数に応じて加算が増減するようなスライド制を採り入れる等、加算の在り方を見直す。	検討・結論	措置		◎(厚生労働省) 障害児の受入促進については、必要なすべてのクラブにおける受入体制の強化を図る観点から、平成20年度より、市町村の責任の基に適切な専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置するよう加算方式を改めたところである。 また、放課後児童クラブに係る障害児加算の更なる見直しについては、放課後児童クラブに係る補助の財源が事業主拠出金であることを踏まえ、財源のあり方も含め、引き続き検討することとした。
⑫ 放課後児童の受入体制の充実	厚生労働省	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	子ども・子育て応援プラン及び放課後子どもプランに基づき計画的に推進			○(厚生労働省) 平成19年度から、放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、留守家庭児童のための生活の場を確保しつつ、すべての子どもたちに安全、安心で健やかな居場所が確保されるよう、必要な措置を講じたところである。 放課後児童クラブについては、子どもの生活実態や保護者の就労状況等に柔軟に対応した適切な運営がなされるよう、平成19年度から、土日祝日に開所するクラブにその日数に応じた加算を行うこととし、平成20年度から、長時間開設するクラブに対する加算について、各クラブの延長時間に応じた加算方式に改めるなどの充実を図り、地域の状況に応じた適切な運営の確保を図るための支援措置を講じたところである。 また、平成20年11月に文部科学省と連名で、普通教室として使用しなくなった教室等を「放課後子どもプラン」の実施場所として優先的に活用するよう通知を発出したところである。 なお、放課後児童クラブの国庫補助対象については、従来から児童数が10人以上のクラブとしている。

ウ 両立支援

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 育児休業等の取得の円滑化	厚生労働省	<p>労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後に、育児・介護休業法に定める最低基準として、再度育児休業の申出が可能となる場合については、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限定的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。</p> <p>一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じることも十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別な事情」の範囲等の見直しを検討する。</p>	平成19年度検討開始、速やかに結論			◎ (厚生労働省) 平成20年8月から、労働政策審議会雇用均等分科会において、育児休業の再度取得要件も含めた育児・介護休業制度の見直しについて検討を行い、同年12月に行われた労働政策審議会建議「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」においては、当該要件について、「長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や、現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情により新たに保育所等に入所申請を行ったが当面入所できない場合について、育児休業の再度取得を認めることが適当である。」とされたところである。これを踏まえ、平成21年4月に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案を第171回国会に提出し、同法案は同年6月に成立したところである。
② 次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し	厚生労働省	<p>ア 一般事業主行動計画の情報開示等 各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めることや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する(その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図る)ことなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討する。</p>	平成19年度中結論、逐次措置			◎ (厚生労働省) 平成20年12月に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)が成立し、同法により次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知が従業員数101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務とされたところである。<平成21年4月1日施行(101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)>
		<p>イ 一般事業主に対する認定制度の見直し 一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。</p> <p>一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。</p>	認定状況を踏まえ、逐次措置			
③ 両立支援レベルアップ助成金に係る運用の見直し	厚生労働省	<p>「両立支援レベルアップ助成金・事業所内託児施設設置・運営コース」につき、指定法人である財団法人21世紀職業財団における申請から支給決定までのプロセスが不透明、かつ各種手続きが煩雑であるとの声が事業主からあがっているため、支給要領等の関連情報をホームページ上で開示する。</p> <p>また、支給要領に記載されていない運用上の解釈に関する事項等、事業主が施設の設置・運営等を検討する際の判断材料として有益と思われる内容も、すべてホームページ上で開示する。特に、利用料については、支給要件についてわかりやすく補足する参考情報、具体的には運用上の解釈や、近隣の施設や付加サービスを行っている施設の利用料等の情報も入手できるようにする。</p>	措置			◎ (厚生労働省) 平成19年度中にホームページで次の事項を開示している。 ・両立支援レベルアップ助成金の概要 ・両立支援レベルアップ助成金支給要領 ・支給要領に記載されていない運用上の解釈に関する事項(託児施設利用者要件、共同事業主に関すること、託児料を徴収する場合の決まり等)等、事業主が施設の設置・運営等を検討する際に判断材料として有益と思われる内容
④ 事業所内託児施設等の質の担保の徹底	厚生労働省	<p>現行制度では、事業所内託児施設等を認可外保育施設として位置づけており、認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとしている。</p> <p>今後、適切な指導監督が行われ、保育の質及び適正な運営が確保されるよう周知徹底を図る。</p>	逐次実施			○ (厚生労働省) 事業所内保育施設を含めた認可外保育施設については、質の担保等が確保されるよう、これまでも認可外保育施設指導監督規準による指導等を都道府県等に対してお願いしているところであるが、今後とも、引き続き周知徹底していく。

エ 障害者施策

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① バリアフリー化等の推進	警察庁 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、信号機、都市公園、路外駐車場、建築物等のバリアフリー化を一体的・総合的に推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施			○ (警察庁) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の大型化等を推進している。 (総務省) 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発を行う民間企業などへの支援等、情報バリアフリー化を推進している。 (厚生労働省) 都道府県等が実施する「障害者IT総合推進事業」、関係団体を通じて視覚障害者が自宅で点字図書等の検索や貸出予約等ができる「点字図書情報ネットワーク事業」や、障害者が必要とする情報をインターネット等により得るために必要な情報通信機器の使用方法を指導するなどにより、障害者の情報通信技術の活用機会を図る「高度情報通信福祉事業」により、視聴覚障害者に対する情報バリアフリーを促進する。 (経済産業省) 障害者等が共通に利用でき、かつ、使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムを平成16年度に開発。その後、愛・地球博及び東京大学構内において実証・評価実験を実施し、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性を検討し、標準化する項目の抽出を行った。平成21年度内のJIS化を目指しJIS原案を作成するための素案作成作業を行っているところ。 (国土交通省) 公共交通機関のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)(交通バリアフリー法)及び建築物のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)(ハートビル法)を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(バリアフリー新法)の成立(平成18年6月21日公布、平成18年12月20日施行)により、公共交通機関、建築物及び歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進している。 また、各種支援措置を通じて公共交通機関、建築物及び歩行空間等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーに対する国民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催している。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 障害者福祉制度改革	厚生労働省	高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は障害者自立支援法に基づく介護給付費としている。介護保険制度と障害者福祉制度との関係について検討を行う。		逐次検討		○(厚生労働省) 平成18年3月以降、国民各層を代表する者からなる「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」を開催し、平成19年5月21日に中間報告をとりまとめたところ。同報告において、「当面介護保険の被保険者・受給者範囲拡大に関する国民的合意形成に向けた取組に努める必要がある」とされている。 また、平成20年12月16日にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書においては、障害保健福祉制度と介護保険制度の関係について、「介護保険の被保険者・受給者の範囲の見直しについては国民的な合意形成が必要である」としたうえで、「障害者施策として必要な対策については、この議論にかかわらず、進めていくべきである。」とされたところである。